

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口構造は、平成29年度末現在197,723人となっており、平成39年のピーク（約20万4,000人）を迎えるまで人口は増加傾向となっている。

産業構造は、中小企業等経営強化法第2条第1項に定める業務分類として、卸売業・小売業19.5%、宿泊・飲食サービス業15.3%、生活関連サービス業・娯楽業13.2%、建設業12.4%、製造業7.1%で67.5%を占めている。

中小企業者の実態としては、企業数としては平成24年3,575社から平成26年3,414社と減少傾向となっていることから企業数の減少や人手不足などが課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、千葉県の中核都市を目指す自治体として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、償却資産税における対象新規設備の年間納税義務者が300件程度のため、期間中に100件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業等の経営強化に関する基本方針に基づき、目標伸び率を年平均3%以上とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、多種多様な業種にわたり、広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画において対象となる先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、地域を問わず広域に立地している。そのため、地域を問わず広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象となる区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、多種多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、業種を問わず、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務の効率化、省エネの推進、市町村等の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。

したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれている事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 市税を滞納しているものを除く。